

環境コンシェルジュ制度について(案)

1-1. 環境コンシェルジュの対象とする範囲

○ 環境コンシェルジュが取扱う環境問題の範囲としては、当面、家庭部門における省CO2に係わる範囲の事柄を扱うものとする。

参考:「家庭部門でのゼロエミッション化を進めるため、各家庭にアドバイスをする『環境コンシェルジュ』を創設する」(新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～(平成22年度6月18日閣議決定)より)

様々な環境問題

生物多様性の保全及び持続可能な利用

地球温暖化問題

循環型社会形成・廃棄物問題

化学物質の環境リスクの評価・管理

大気環境、水環境、土壌環境等の保全

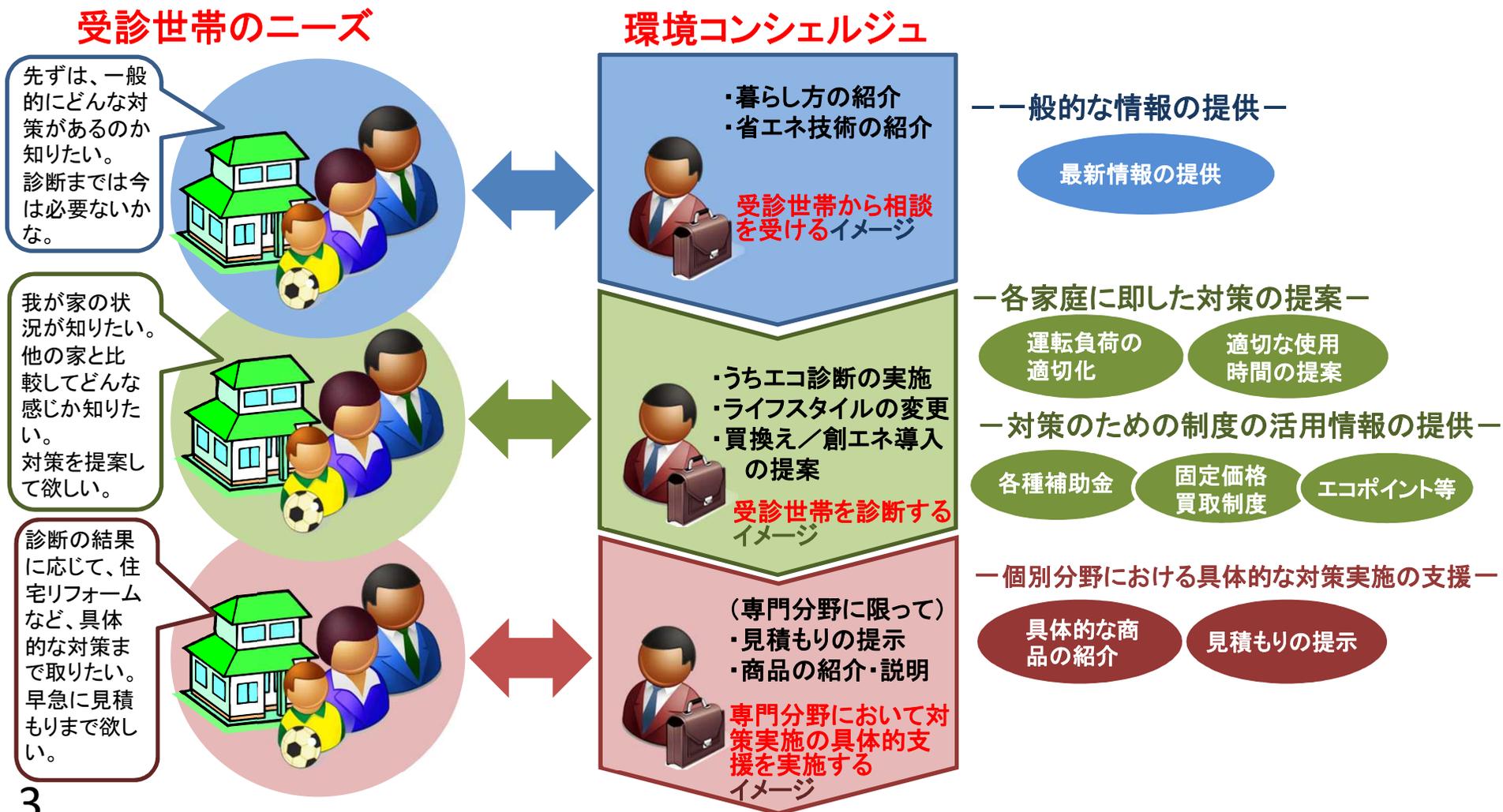
環境コンシェルジュが 取扱う範囲

当面家庭部門における
この範囲を対象とする

他の資格制度との連携
を図りながら、将来取扱
う範囲の拡充を視野に
入れていく

1-2. 環境コンシェルジュの定義について

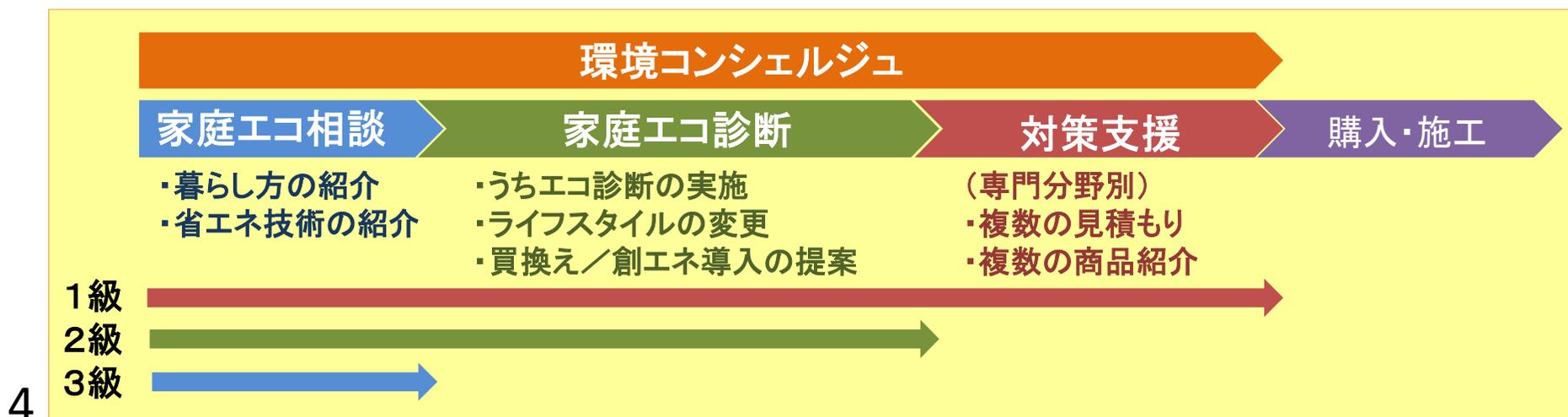
- 環境コンシェルジュとは、家庭における省エネルギー・省CO₂を目的として、受診世帯のエネルギー消費状況やCO₂排出状況を見える化した上で、受診世帯に対して中立的な診断を実施し、地域性を考慮した具体的な提案を実施し、行動変容を促す提案を行うほか、補助金制度の紹介や見積もりの取得・作成など機器等の買換えによる対策実施のサポートをワンストップサービスとして実施する者をいう。
- ただし、受診世帯の様々なニーズに応じた環境コンシェルジュのスキルが必要となる。



1-3. 環境コンシェルジュサービスとの関連について

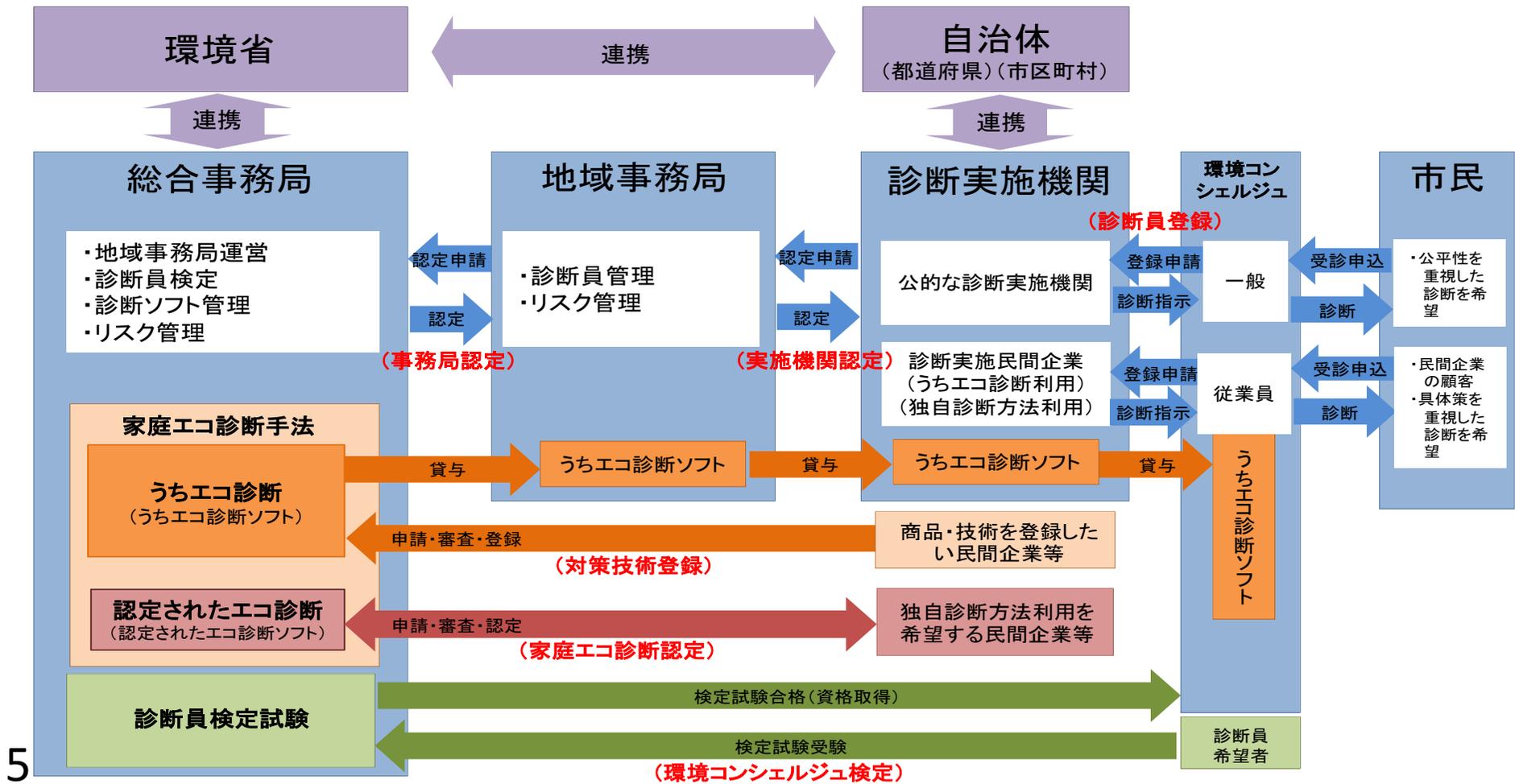
○環境コンシェルジュは、1級から3級までを設け、取得した級に応じて活動範囲や手法が拡張される。平成26年の制度開始では、当面、2級・3級の認定から実施していく。

| 級 | 活動範囲 | 手法 | 資格イメージ |
|--------------------|--|--|--|
| 1級 (専門分野ごと) | <ul style="list-style-type: none"> ・中立的な家庭エコ診断を実施し、必要に応じて、専門分野における具体的な対策を受診者に提示する | <ul style="list-style-type: none"> ・対策実施の各種資料や場合によっては専用の対策支援ソフトを用いて行う | <ul style="list-style-type: none"> ・2級の取得後、相当の診断件数を実施するとともに、他の専門分野の資格を取得し、相当の知識と経験を有すると認定される者 |
| 2級 (うちエコ診断員が相当) | <ul style="list-style-type: none"> ・中立的な家庭エコ診断を実施し、ライフスタイルの変更や買換え、創エネなどの提案を行う | <ul style="list-style-type: none"> ・うちエコ診断ソフトを用いて、家庭のエコ診断を行う | <ul style="list-style-type: none"> ・筆記試験と実技試験に合格した後、実施事務局の登録面接等を登録された者 |
| 3級 | <ul style="list-style-type: none"> ・低炭素化に向けた様々な省エネ技術や暮らし方のアドバイスを実施する | <ul style="list-style-type: none"> ・一般的な資料や簡易的なソフト等を用いて情報提供を行う | <ul style="list-style-type: none"> ・筆記試験に合格した者 |



1-4. 環境コンシェルジュ制度の実施体制の構築

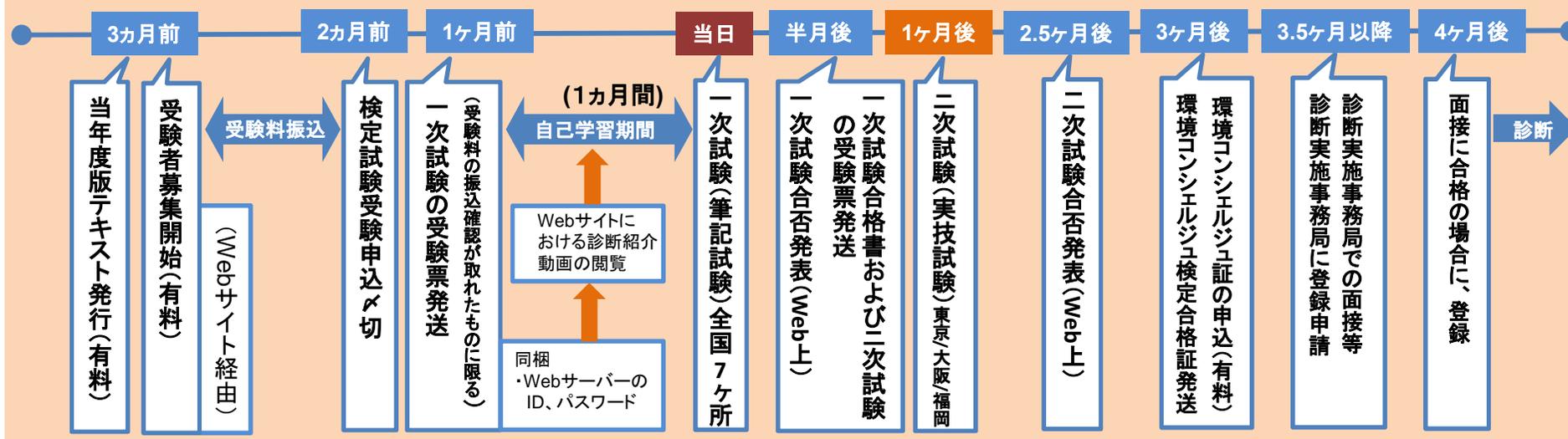
- 環境コンシェルジュが受診世帯に診断を実施するためには、環境コンシェルジュの養成・認定管理、家庭エコ診断ソフトの管理、受診者の募集から診断までを管理する診断事業の運用管理などが必要となる。また、診断結果のデータを取りまとめて管理する情報管理も必要となる。これらを実現するための実施体制が必要となる。
- また、1級または3級で使用する専用ソフトまたは簡易診断ソフト(民間独自)は、家庭エコ診断ソフト認定制度により認定を受けたソフトのみを環境コンシェルジュ制度の認定ソフトとする。



1-5. 環境コンシェルジュ検定のイメージ

- 新規の環境コンシェルジュの認定は、当面、民間検定試験の位置づけで行い、検定試験の合格者に対して行うことを基本とする。なお、認定された環境コンシェルジュは、診断実施事務局に対して登録を行い、診断実施事務局の依頼に応じて、申込者(受診者)にサービスを提供する。
- また、環境コンシェルジュの認定期間は複数年とし、更新研修等に参加して、認定の更新を行うものとする。

<本番検定試験> (平成26年以降)



環境コンシェルジュの養成計画(H25年度までは、うちエコ診断員として養成)

| | H23年度 | H24年度 | H25年度 | H26年度 |
|--------|-------|--------------|--------------|--------------|
| 募集方式 | 事務局推薦 | 事務局推薦 | 事務局推薦 | 一般募集 |
| 地域試行実施 | 418 | 511(うち新規200) | 800(うち新規200) | 800(うち新規200) |
| 民間試行実施 | 14 | 135(うち新規133) | | |
| 合計 | 432 | 646 | 800 | 1,000 |

1-6. 今後の事業展開について

○これまでの事業実施の中で、今後の制度構築に向けて重要と思われる事項について以下に整理した。平成25年度の事業において、優先度を考慮して実施していく予定。

| 今後の事業展開について | |
|--------------------------|---|
| (1) 環境コンシェルジュ制度の位置づけについて | <ul style="list-style-type: none">① ブランディングの強化② 他の資格との連携(資格試験の免除要件の整理)③ 民間診断ソフトの認定要件の整理(1級、3級における活用要件)④ 環境コンシェルジュ制度の範囲の拡充の検討 |
| (2) 受診者の募集・広報戦略について | <ul style="list-style-type: none">① 普及広報戦略の再検討(事業成果の公表、受診者の声、マスメディアとの連携、経済性に対するアピールなど)② 自治体との連携③ 民間企業等との連携 |
| (3) 診断の精度、診断員のスキルの向上について | <ul style="list-style-type: none">① 対策提案として有効な新しい取組み(行動変容、買換え、新規導入)の診断ソフトへの導入体制の整備② 環境コンシェルジュに対する最新動向を捉えた更新研修の実施③ 最新動向や共通事例等の情報共有(環境コンシェルジュや事務局および専門家間の情報共有・問合せ体制の整備) |
| (4) 事業成果の公表について | <ul style="list-style-type: none">① 家庭部門のCO₂排出量及び分野別排出割合などの推計値の公表(都道府県ごと、気候区分ごと)② 地域特性や気候特性に応じた効果的な削減対策の事例公表③ 家庭の状況に応じた効果的な削減対策の事例公表 |